

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について
送付について

計 60 枚（本紙を除く）

Vol.693

平成 31 年 1 月 10 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

振 興 課 ・ 老 人 保 健 課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3937、3949)

FAX : 03-3595-4010

老振発0110第1号

老老発0110第1号

平成31年1月10日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

平成30年度介護報酬改定において、訪問介護サービスにおけるサービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化及び介護予防訪問リハビリテーションにおける事業所評価加算の新設を行ったところである。当該加算に係る経過措置の期間が平成31年3月31日で満了すること等から、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以下「通知」という。）」について別紙新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

内容について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、2019年度介護報酬改定を行い、10月より介護職員について更なる処遇改善を実施することとしており、この加算の新設に伴い、今後、本通知の一部改正を予定していることを申し添える。